

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 公印を改刻しその使用を開始する件 三三
- 青少年に有害な図書類として指定する件 三三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三
- 土地収用法により土地に立ち入ることを許可した件 三三
- 道路の区域を変更する件二件 三三
- 道路の供用を開始する件 三三
- 公金の徴収の事務を委託した件四件 三三
- 随意契約の相手方を決定した件 三三
- 一般競争入札を行う件二件 三三
- 福島県教育委員会教育長 三三
- 一般競争入札を行う件 三三
- 福島県公安委員会 三三
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 三三
- 福島県警察本部 三三
- 一般競争入札を行う件 三三
- 正 誤 三三
- 平成三十年五月十五日付け定例第三千二二号中 三三
- 平成三十年五月二十九日付け定例第三千六号中 三三

## 告 示

### 福島県告示第五百十七号

公印を次のように改刻し、平成三十年六月十八日その使用を開始する。  
平成三十年六月十五日

職印

福島県知事 内堀雅雄

23	番号	福島県現金出納員印（福島県立須賀川桐陽高等学校用）	公印の名称
	印影		
福島県立須賀川桐陽高等学校の福島県現金出納員	公印管理者		

### 福島県告示第五百十八号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。  
平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

六六〇一	指定番号	雑誌	種類	裏モノ JAPAN 2 018 6月号 (雑誌01805-06)	名称等	株式会社鉄人社	発行者	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。	指定理由
六六〇二	指定番号	雑誌	種類	臨増ナックルズDX 01.11 (雑誌68519-89)	名称等	ミリオン出版株式会社	発行者	著しく青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	指定理由

(文書法務課)

福島県告示第五百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により附則第五条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年六月十五日から同年七月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
1 歩行者の通行の利便確保に係る事項  
小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから、歩行者の安全確保に努めること。
- 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項  
廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。
- 3 防災対策への協力に係る事項  
河川洪水浸水想定区域であることから、来店者等に対する避難場所等の周知や避難誘導などの防災対策について検討すること。
- 4 廃棄物に係る事項  
(一) 市内の事業所等において、従業員の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び包装用プラスチックについては「産業廃棄物」として処理するよう留意すること。  
(二) 資料二十五ページ「(一) 廃棄物等に係る事項等」の「イ 廃棄物等の運搬や処理について」の中で、「その他の可燃性廃棄物」の運搬予定者が「市指定業者」となっているが、本市において指定業者は存在しないことから、当該廃棄物の種類を適正に区別し、許可を持った事業者委託すること。  
街並みづくり等への配慮に係る事項  
当該地区は都市計画鹿島町米田地区計画の区域になっており、建築物等の形態又は意匠の制限があることから、建築物の外壁や広告塔等については、刺激的な色彩又は装飾を避け、地区の環境に調和した色調にすること。
- 6 その他  
(一) 施工の際には、周辺の農地に影響がないよう配慮すること。  
(二) 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関

(こども・青少年政策課)

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、事業準備のための測量及び調査のため土地に立ち入ることについて、平成三十年六月八日次のとおり許可した。

平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 起業者の名称  
東北電力株式会社
- 二 事業の種類  
五百キロボルト広域連系南幹線新設工事  
五百キロボルト相馬双葉幹線接続変更工事
- 三 立入区域

市町村名	大字名	字 名
相馬市	玉野	スゲカリ、ショガ沢、仁田場、山神前、坂口、中山、霊山、霊仙道、中平、岩下、甚内、蛇石、向山
伊達市 山町	石田	葛窪、五束刈、大貝
川俣町	飯坂	水境向、櫛林、櫛山、後峠、南峠、上切伏、下切伏、山谷内、山谷、山谷林、切伏沢、休石、坂平、桜ヶ入、桜窪、後林、馬場平、上桃木平、大梨子、登戸沢、桜畑、蟹沢
	小綱木	鍛冶畑、長畑、殿上久保、野馬畑、鶴畑、向田、向田山、梅久保山、梅久保、石久保、羽金山、羽金、手岡山、福ノ内、マミガ沢、梨子久保、高松葉、菅立目山、家老山
	山木屋	所久保山、赤柴山、上平、ヲナカ山、向山、沼カイリ山、大田和山、長橋、長橋山、向長橋山、向長橋居根山、向長橋、柳平入山、キトウスズ山、石平山、鏡石山、上末山、八木西、八木中、ツバクラ石山

二本松市	戸 沢	百人平山、伏返、石平山
	田 沢	富ヶ作、島木、柳ヶ作、峠沢、黒石枋、麓山、牛ヶ平、鈴ヶ沢、海老内、桜平、島上
	百目木	上名目津、小戸屋、取場、名目津
	茂 原	若林、湯ノ作、高坊、夏井、福内
田村市船引町	北 移	畦石
	上 移	北ノ作、高屋敷、上道、曲山、下道
同 市都路町	岩井沢	檜梨子、新田、道ノ内
	古 道	蒲生河原、三沢前、栃木沢、権七田、柳野沢、場々
葛尾村	上野川	仲迫、静田和、遠ノ子
	野 川	蔵久、中島、南仲ノ内、湯ノ平、廻田、六良田
	落 合	菅ノ又
大熊町	野 上	旭ヶ丘
	下川内	吉ノ田和、糠塚、五枚沢、荻

四 立入期間

平成三十年七月二日から平成三十一年三月三十一日まで

(土木総務課用地室)

福島県告示第五百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	岩瀬郡天栄村大字牧之内字権太倉国有林一〇七二林班ふ一小班地先から 同 郡同 村大字羽鳥字入牧場二番三地先まで	変更前 変更後	A 九・九〇 一一七・六〇 A 九・九〇 一一七・六〇 B 一〇・九〇 一一三・二二	五、八二六・四 五、八二六・四 三、四〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡双葉町大字長塚字寺内前一〇七番一地从先から 同 郡浪江町大字両竹字本町三番一地从先まで	変更前 変更後	A 七・六〇 四二・二二 A 七・六〇 四二・二二	二、〇八四・六 二、〇八四・六
	双葉郡双葉町大字長塚字寺内前一〇七番一地从先から 同 郡浪江町大字両竹字本町三番一地从先まで 双葉郡双葉町大字長塚字東九〇番一地从先から	変更前 変更後	A 七・六〇 四二・二二 B 一四・〇〇 五三・〇〇	二、〇八四・六 二、〇八四・六 三、〇八八・〇

同 郡浪江町大字両竹  
字本町三番一地先まで

(道路計画課)

**福島県告示第五百二十三号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬浪江線	相馬市坪田字台前三六番一地先から 同 市坪田字平林一二七番一地先まで	平成三〇年六月一五日

(道路計画課)

**福島県告示第五百二十四号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。  
平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 1 福島県営住宅家賃等(県北地区)の徴収事務
  - 2 福島県営住宅家賃等(いわき地区)の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
  - 2 所在地 福島市五月町四番二十五号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(建築住宅課)

**福島県告示第五百二十五号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等(県中・県南地区)の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 太平ビルサービス株式会社郡山支店
  - 2 所在地 郡山市虎丸町二十一番十号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(建築住宅課)

**福島県告示第五百二十六号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。  
平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等(会津地区)の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 浅沼産業株式会社
  - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(建築住宅課)

**福島県告示第五百二十七号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。  
平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等(相双地区)の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 庄司建設工業株式会社
  - 2 所在地 南相馬市原町区青葉町一丁目一番地
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(建築住宅課)

**公告第140号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県原子力防災避難経路阻害要因調査業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年6月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県原子力防災避難経路阻害要因調査業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ユーデック株式会社 東京都千代田区神田小川町三丁目11番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
45,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（原子力安全対策課）

**公告第141号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 エックス線光電子分光装置 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月19日(火)
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月17日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年7月17日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年6月15日(金)から同年7月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び同月16日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙21枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年6月26日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年6月26日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年8月8日(水)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray Photoelectron Spectrometer 1 set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 8 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 7 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

#### 公告第142号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県福島空港事務所（福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21番地）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月6日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年7月6日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年6月15日（金）から同年7月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙21枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年6月26日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年6月26日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年7月27日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日（木）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A High Speed Airport Runway Sweeper (Self-propelled type) 1unit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 27 July 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 July 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)



**公告第4号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立相馬支援学校新築（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月15日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする工事の名称及び数量 福島県立相馬支援学校新築（建築）工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成32年2月28日まで
- (4) 工事場所 福島県南相馬市鹿島区寺内地内

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからキまでに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員がクに掲げる条件を満足している者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事に

- 規定する建築工事業をいう。以下同じ。)に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者については、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
- オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査(以下「経営事項審査」という。)の結果のうち、建築一式工事の総合評定値が800点以上であること。
- カ 建設工事において、過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事(新築、改築又は増築を含む。以下同じ。)を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績(工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。)を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。
- キ 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証(建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。)の交付を受け監理技術者講習(建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。)を修了している者でカに示した建設工事の施工管理経験(監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施行経験を含む。)を有するもの(当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。)を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- ク この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 本工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからクまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成30年7月9日(月)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁教育総務総室財務課施設財産室  
電話024-521-8231
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、平成30年6月15日(金)から同年8月6日(月)まで(土曜日、日曜日及び同年7月16日を除く。)の午前9時から午後5時まで。  
なお、福島県教育委員会ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項  
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月3日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成30年8月7日(火)午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)

- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月6日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。  
なお、持参又は郵便により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得  
において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当  
する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を  
切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業  
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に  
相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の  
要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最  
も高い者を落札候補者とする。  
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000  
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小  
数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価  
値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。  
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。  
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、そ  
の点は100点とする。  
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算  
出された点とする。  
オ 評価値算出価格は、基準価格設定により設定する。
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定  
する。
- 12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い  
この工事は、工事番号第18-70011-0003号の福島県立相馬支援学校新築(電気)工事  
及び工事番号第18-70011-0004号の福島県立相馬支援学校新築(機械)工事(以下「関  
連工事」という。)と密接に関連する工事であるため、関連工事のいずれかに落札者  
がない場合には、関連工事の落札者が決定する日までこの工事の契約を留保し、関連  
する全ての工事の落札者決定後に契約を締結する場合がある。
- (1) 留保期間  
関連工事の落札者の決定の日まで。
- (2) 契約の辞退について  
ア 本工事の落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることに  
より施工できないと判断する場合には、本工事の落札決定の日までの間に落札候  
補者を辞退することができる。  
イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は  
契約の締結を辞退することができる。  
ウ 落札候補者又は落札者が契約の締結を辞退した場合においては、入札説明書に  
規定する見積にかかる入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に  
相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。

- (3) 留保期間を経て契約する場合の契約内容  
ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。  
イ 福島県工事請負契約約款第25条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。
- (4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更  
配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、資格確認にて提出した配置予定技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。

#### 13 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないとき認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

#### 14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督官と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。  
営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿舍費及び借上費  
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- (4) 本工事は、「建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領」を適用する工事である。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : Fukushima Prefectural Soma Special Needs Education School (building) Construction Work 1 set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00p.m., 7 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 6 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Facilities and Properties Unit, Finance Division, General Affairs Section Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8231

(財務課施設財産室)

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

### 福島県公安委員会規則第3号

#### 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「9課」を「10課」に改め、「会計課」を「会計課  
施設装備課」に改める。

第3条の2第5号中「知事部局、県議会その他」を「福島県議会及び」に改める。

第3条の3第8号を次のように改める。

(8) 公文書の収受、発送、保存その他文書管理に関すること。

第3条の4中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中第7号から第9号までを削る。

第5条の2を次のように改める。

(施設装備課の所掌事務)

第5条の2 施設装備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庁舎その他の施設の整備及び営繕に関すること。
- (2) 財産の管理及び処分に関すること。
- (3) 警察装備に関すること。
- (4) 警察本部庁舎の維持管理に関すること。

第32条第8号中「第69回全国植樹祭」を「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に改める。

第38条の2第1項中「施設装備室、通信指令室」を「通信指令室」に改める。

別表第1いわき中央警察署の部十五町目交番の項中「平谷川瀬」の次に「、平谷川瀬一丁目、平谷川瀬二丁目、平谷川瀬三丁目」を加え、「、小島町三丁目」を「及び小島町三丁目」に改める。

別表第2いわき中央警察署の部豊間駐在所の項中「平薄磯、平沼ノ内、平豊間」を「平豊間、平薄磯、平沼ノ内、薄磯一丁目、薄磯二丁目及び薄磯三丁目」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第3条の2第5号の改正規定、別表第1いわき中央警察署の部十五町目交番の項の改正規定及び別表第2いわき中央警察署の部豊間駐在所の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(警 務 課)

**福島県警察本部公告第71号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通事故総合管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月15日

福島県警察本部長 松本 裕之

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 交通事故総合管理システム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月12日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、平成30年6月15日（金）から同年7月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙45枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 平成30年7月26日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年7月25日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**8 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Traffic Accidents General Control System equipment 1set(including related costs concerning installation, maintenance, and removal of the equipment, setup, and adjustment of the software, transition of data to the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 26 July 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 25 July 2018
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

正 誤

三三三	上	七	角田正志	角田正志
二七七	上	十九	○土地収用法により土地の 収用及び使用について裁決 手続の開始を決定した件	○土地収用法により土地の 収用について裁決手続の開 始を決定した件
○平成三十年五月二十九日付け定例第三千六号中				
ページ	段	行	正	誤